

年 月 日

体 育 施 設 使 用 許 可 申 請 書

施設管理者 殿

申請者 住 所

氏 名

⑩

連絡先

公立大学法人宮崎公立大学体育施設使用に関する規程第4条第1項の規定により、
下記の行為について許可を受けたいので申請します。

記

1 使用の目的

2 場 所

3 期 間 年 月 日から 年 月 日
(時 分から 時 分)

4 人数又は数量

5 そ の 他

※注意 施設管理者が指示する見本、図画、その他必要な書類等を添付又は提示すること。

学外の方への施設貸出のご案内

本学では、原則として、本学における本来の用途または目的を妨げない場合で、かつ、その使用目的が営利を目的としない場合において、「公立大学法人宮崎公立大学施設使用に関する規程」及び「公立大学法人宮崎公立大学体育施設使用に関する規程」等に基づき、施設の貸出を行っております。

【貸出施設と使用時間】

使用施設名（体育施設以外）	使用時間
101 講義室	土、日、祝日 9:00～17:00 (ただし、年末年始の休業日を除く)
102 講義室	
103 講義室	
講堂棟	土、日、祝日 9:00～17:00 長期休業中の平日 9:00～18:00 (ただし、年末年始の休業日を除く)

使用施設名（体育施設等）	使用時間
グラウンド（野球場）	土、日、祝日 9:00～17:00 (ただし、年末年始の休業日を除く)
グラウンド（サッカー場）	
福利厚生棟東側テニスコート	
体育館	
体育館駐車場	事務局にご相談ください

【光熱費の負担】

使用者にあたっては、施設等の使用に係る光熱費の使用料を負担しなければなりません。

使用施設名（体育施設以外）	冷暖房設備+照明を使用する場合	照明のみを使用する場合
101 講義室	1,000 円/時	100 円/時
102 講義室	1,000 円/時	100 円/時
103 講義室	1,000 円/時	100 円/時
講堂棟	5,000 円/時	500 円/時

使用施設名（体育施設）	照明を使用する場合
体育館	500 円/時

【手続き等について】

使用を希望される方は、施設の空き状況等をお問い合わせください。貸出しが可能な場合、申請手続き等についてご説明いたします。

- ①体育施設以外の施設を使用する場合、申請される方は、施設使用申請書を提出していただき、大学側で申請が適当であると認めるときは、原則として施設使用許可書を使用日の3カ月前から交付します。
- ②体育施設を使用する場合、申請される方は、使用する月の1月前の「1日」までに体育施設使用申請書を提出していただき、本学の学生等に利用状況を確認後、その利用がないことが確認された後に申請者に対し通知いたします。

【その他】

- ①体育施設以外の施設の貸出対象期間は、同一年度内の6月から3月までとします。
- ②大学行事または学生行事が入った場合は、許可後でも使用をお断りすることがありますので、予めご了承ください。
- ③本学の業務遂行に支障なく使用するため、冷暖房機や講堂棟の放送機器等を使用する場合、本学の委託業者と使用者において業務の委託契約を行わなければなりません。
- ④使用当日、本学職員は一切対応を行わないため、使用にあたっては、使用者の責任において使用するものとし、施設使用に伴う事故・ケガ等については、大学は一切の責任を負いません。

【お問い合わせ先】

宮崎公立大学 企画総務課総務係 0985-20-2000